

子どもの権利って？

子どもは、生まれた時から一人ひとりが独立した人格を持つかけがえのない大切な存在です。豊田市には、大切な子ども達の権利を守るための、「子ども条例」があります。その中でも次の4つの権利が特に大切な権利とされています。

安心して生きる権利

自分らしく生きる権利

豊かに育つ権利

参加する権利

「こことよ」って？

子どもの権利を守ろうとしても、実際には守られていないこともあるかもしれません。そこで、子どもの権利を守るため、豊田市は『こことよ（とよた子どもの権利相談室）』を作りました。「こことよ」は子どもの権利が侵害されたときその救済と回復を図るために設置された公正・中立な公的第三者機関です。



子どもから話を聴き、一緒に考え、解決を目指します。子どもにとって一番良いこと（子どもの最善の利益）を考えるので、子どもの意見を大切にします。もちろん秘密は守ります。

豊田市子ども条例、子どもの権利擁護委員、子どもの権利相談室の詳しい紹介は、豊田市のホームページをご覧ください。

相談するには？

電話をする

子どもの権利相談員が電話に出ます。

フリーダイヤル



0120-797-931

FAX: 0565-33-9314

(携帯電話、公衆電話からも無料です。)



会って話す

相談室に来てください。

あなたの近くにでかけて行くこともできます。

相談できる曜日と時間

水

木

土

日

午後1時～6時

午後1時～8時

左記の曜日は祝日もやっています。

年末年始はお休みです。

金

午後1時～8時

◆受付はメールでもできます◆

kodomo-soudan@city.toyota.aichi.jp

携帯電話から送信する場合は、パソコンからのメールが受け取れるように設定してください。

場所



③フリーパーキング駐車場の認証をします。(3時間無料)

とよた子どもの権利相談室「こことよ」

〒471-0034

豊田市小坂本町1丁目25番地

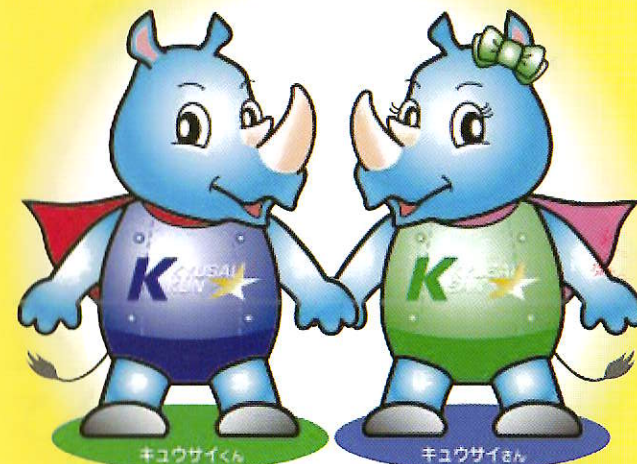
豊田産業文化センター4階

とよた子どもの権利相談室

検索

とよた子どもの権利相談室

こことよ



相談電話は

フリーダイヤル



0120-797-931

豊田市

ひとり なや そう だん
1人で悩まず相談しよう!

「こことよ」の特徴は?

子どもにとって一番良いこと(子どもの最善の利益)を考えながら解決方法を探します。解決できないときは相談者が申し立てをすることで、調査・調整を行ったり、必要に応じて勧告や制度改善を求めることができます。

また申し立てがない場合にも、相談を受ける中で子どもの権利が守られない状況があることを知った時には、自ら調査や勧告等を行う権限を持っています。

しら はな あ
調べる・話し合う

ちょうさ ちょうせいかつどう もうしたて
(調査・調整活動/申立)

権利が侵害されたかを調べたり、権利が侵害された状況を回復できるようにします。

せい ど かい ぜん かん こと
制度改善・勧告

必要と判断した場合は、制度改善を求めることもできます。

こんなとき

- 家や学校で
つらい・さみしい・困った
- いじめられている
- 助けてほしい
- 誰にも言えない
- どうしてかなあ
気になることがあったら
どんなことでも!

「こことよ」
に相談してみよう!!

フリーダイヤル

0120-797-931

「子どもの権利相談員」があなたの話をじっくり聴きます。フリーダイヤルだからお金はかかりません。



し えん
支援する

じょうほうしゅうしゅう じょげん
(情報収集・助言)

解決に向けて関係する人たちに話を聴いたり、協力をお願いします。あなたの考えや気持ちを代わりに伝えることもできます。

いっしょ かんが
一緒に考える

あなたの気持ちや意見をじっくり聴いて、一番よい方法を一緒に考えます。

かい けつ
解決

きゅうざい けんり かいふく
(救済・権利の回復)

- 元気になった。
- どうすればいいかわかった。
- ほっとした。安心した。



「こことよ」には電話や面談で相談にのる相談員と、子どもの権利に関わる専門家である「子どもの権利擁護委員」がいます。



キコウサイくん